

開催日：令和 4 年 1 月 28 日

会議名：令和 4 年市民会館跡地等整備対策特別委員会（1 月 28 日）

○西本ちかこ おはようございます。

いよいよ市民会館の愛称投票やピアノを育てるプロジェクトも始まりまして、跡地の工事も進んでいます。担当部局の皆さん、お疲れさまでございます。

私もこの過程を体感できることをうれしく思っております。私からも数点、質問をさせていただきます。

まず、今回の案件にはないんですけども、新しい施設には、茨木市の歴史や、また歴史との関わり、以前の市民会館についての写真などの展示をするなどのお考えはありますか。

また、7 ページの屋内遊び場の利用料金について、以前の委員会の案件に出ていましたが、健診時の無料チケット送付についてのお考えに変更はないでしょうか、現状を教えてください。

○向田市民会館跡地活用推進課長 歴史や以前の市民会館についての展示スペースといったものが新しい施設にあるかというご質問ですが、現時点では、固定した常設のスペースというのは、設ける予定はしておりません。

今回、ギャラリースペース等もございますので、先ほど大野委員からの質問もありましたが、常設ではなく、そのときそのときに企画展といったような形での対応というのは可能かと捉えております。

○中井子育て支援課長 無料券の配布など、屋内遊び場を活用した政策連携を進めていく考えに変更はございません。

なお、無料券の配布タイミング等につきましては、最も効果的なところを狙って実施をしてみたいというふうには考えます。

○西本ちかこ 利用料金については、以前、私も質問させていただきまして、1 階の必ず通る場所にあるスペースということで、無料にしてはという思いも私もあったんですけども、道具のメンテナンス費用であったり、有料というふうにすることで大切に扱っていただくというようにも思いました。

また、健診に来ていただく機会になればということを担当の部局のほうから聞きまして、そういった無料券を健診時に発送していただくということで、理解をいたします。

また、茨木の歴史などの展示に関しては、また展示イベント企画などで行っていただきたいと思います。

次の質問です。

8ページのコワーキングスペースについて、起業家やクリエイターなどビジネス目的の利用など、多様な主体が市民活動に触れる機会の創出とあり、とてもいいことだと思っておりますけれども、そのように利用をいただくために、どのような演出をお考えでしょうか。

また、学生や主婦、働く方のお仕事の合間などに利用できるといった考えも、使い方もできるのでしょうか。

また、インターネットでの予約や、いばライフの中で、そういったアプリを使っていただいて、予約できるようなアプリ管理についてのお考えはいかがでしょうか、教えてください、お願いします。

○高崎市民協働推進課長 コワーキングスペースにおける多様な主体が市民活動に触れる機会の創出に向けた演出方法につきましてですが、気軽に利用できる料金設定に加えまして、個別のネット環境を整備することや専用のコピー機を設置するなど、活動しやすく居心地のいい設備や空間を提供し、ほかのフロアとの差別化を図ることで、多様な主体の利用促進を図るとともに、コワーキングスペースへの入り口を腰壁ガラスにして、7階で実施されている市民活動の音や雰囲気を感じられるような仕様にすることや、コワーキングスペース内に市民活動の情報等を掲示板やチラシ等で周知を図るなど、多様な主体と市民活動のつながりを創出できるよう努めてまいります。

学生や仕事の合間の利用についてというところですが、コワーキングスペースにつきましては、市民活動を行う方はもちろん、ビジネス目的など、多様な方の利用を想定しておりますことから、学生をはじめ、利用は誰でも可能としております。

インターネット予約やアプリ管理というところですが、新施設のコワーキングスペースは都市部と異なりまして、完全なビジネス利用を想定しているわけではないため、主な利用方法としましては、多様な方が利用したいときにお越しになり、料金をお支払いいただくという、気軽にご利用いただけるような仕組みを想定しておりますことから、事前に利用者登録を行って口座振替を原則とする本市の施設予約システムを活用したインターネット予約にはなじまないかなとは考えておりますが、利用者のニーズ等を踏まえまして、多様な予約方法については検討いたします。

○西本ちかこ 起業家の方などがビジネスの創出の場として利用される場合、ご希望する方には、アプリでなくてもいいんですけど、ご登録をいただくなどして、マッチングの交流会などを企画されたりとか、そういったことも今後ご検討いただきたいと思っております。

また、料金については公共施設ですので、できるだけお安く利用しやすい金額に設定いただけたということで、いいことだと思っております。

次に、9ページのプラネタリウムについて、質問させていただきます。

投影しない利用時は、どのような場合をお考えでしょうか。利用時間の料金が設定されているんですが、投影をしない利用時、どのような場合をお考えでしょうか。

また、学校などの社会見学に投影をしていただく場合の利用料について、どのように設定をされるのでしょうか。

また、プラネタリウムの営業が夜10時までということですが、どのような利用をお考えでしょうか、お聞かせください。

○今西文化振興課長 投影をしない利用時は、どのような場合が想定できるかということでございますが、市民の貸館利用や指定管理者による自主事業といったところを狙っておりますので、講座や研修会、ミニコンサートの開催などを想定しております。

また、学校などの社会見学の利用料につきましては、市内の保育所、幼稚園、小学校の団体につきましては、現在も使用料を免除しております。こういったことにつきましては、継続する方向で検討しております。

○西本ちかこ 私も小学生の頃、社会見学でプラネタリウムを体験いたしました。ぜひ、全ての小学生が一度はプラネタリウムを体験できるように、学校の行事として市の施策に入れていただきたいと要望させていただきます。

また、プラネタリウムの夜までの営業について、すみません、ご答弁いただきましたでしょうか。プラネタリウムの営業が夜10時までということですが、どのような利用をお考えか、教えていただきたいと思えます。

○今西文化振興課長 少し分かりにくいご説明で、申し訳ございませんでした。

講座や研修会、ミニコンサートというようなイベントを考えております。ミニコンサートなどは季節感を出したようなイベントなど、多彩なイベントが企画できると考えております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

プラネタリウムの夜までの営業についてですが、先日まで茨木市内で行われていたイルミネーションの期間の中の日程であったりですか、また、例えば七夕の日、クリスマスなどプラネタリウムに特別感を持っていただくような企画をぜひいただけたらと要望させていただきます。そうすることで、新しい来館者が来るのではないかと考えております。

続きまして、11ページの芝生広場、市民会館周りについてです。

こちらはベビーカーや車椅子は入れますでしょうか。また、岩倉公園のように、ゴミのような素材で道路を作成される予定はありますか。

また、日影対策についてはいかがでしょうか、教えてください。

○向田市民会館跡地活用推進課長 芝生広場におきまして、まず、ベビーカー、車椅子等の対応でございます。

芝生内につきましては、自転車やバイク等の侵入は禁止とさせていただきたいと考えておりますが、ベビーカー、車椅子につきましては、当然中に入っただけの運用というのを考えております。

また、岩倉公園のような通路の素材にゴムのような素材ではどうかといったご提案でございますが、現時点では、通路部分につきましては、基本的に舗装仕上げとする予定としておりますが、一部、子どもが遊ぶエリアもありますので、そういったところにつきましては、異なる素材についても検討しております。

また、日影対策につきましては、常時日影となるエリアをつくってしまうのではなくて、夏季の一定時期について、タープ等を一時的にかけられるような仕組みで日影をつくるような形で、今、設計のほうは検討しております。

○西本ちかこ ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、最後の質問です。

23ページの都市計画公園としての説明があります。二期整備エリアについてのB案に備蓄倉庫等とありますが、こちらについてのお考えと、一時避難場所についてはどうなるのか、お聞かせください。

また、C、Dエリアについて、先ほどご説明いただきましたけれども、カフェや、コラボを可能とするフリースペースの設置や、広場への開放的な接続などの導入を図るとあり、ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、その都市計画公園の諸条件についての制限について、先ほどもお聞かせいただいたんですが、その点について、もう少し教えていただけますでしょうか、お願いいたします。

○向田市民会館跡地活用推進課長 まず、二期エリアについて、23ページで記載させていただいております施設分類のところの備蓄倉庫等という記載につきましては、これは、公園施設を建てる場合の分類を記載しておるもので、いわゆる敷地A、B、C、Dという呼び方とは別に、分類をA、B、C、Dとしてしまったために、分かりにくい表記になっているのかと思います。

敷地Bに備蓄倉庫を設けるというわけではなくて、備蓄倉庫を設けるのなら2,050平米までいけるという、Bパターンという示し方をさせていただいているのが、ここの備蓄倉庫になります。

二期エリアにつきましては、現在も危機管理課が所管しております倉庫のほうを設けております。そちらにつきましては、第二期エリア整備後も何らかの形で残す予定

とはしております。その上で、一時避難地の指定等につきましては、エリア整備の完了段階で整理をかける予定としております。

都市公園における制限につきましては、まず、前提といたしまして、公園内に設置できる施設というのが限定列挙されております。また、建蔽率については2%を上限とするなど、非常に厳しい制限が設けられておるところです。

具体的に、例えばカフェや売店、それからトイレなどは公園施設として整備は可能というふうにはされておりますが、通常で整備すると2%の制限がかかりますので、ここの表でいいますと、Aの「一般的な公園施設」といったところに該当してきまして、中央公園全体で、残り250平米が上限となってきますので、カフェや売店、トイレ、さらには管理人室なんかを造ったら、合計250平米に収めないといけないといったところが制限としては生じてくると捉えております。